

財団法人東京交通安全協会

第1 監査の目的

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に基づき、都が補助金交付等の財政援助を行っている団体に対して、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、財政援助に係る事業は目的に沿って適切に執行されているか、監査を実施する。

第2 監査の対象

1 監査対象団体及び局

- (1) 監査対象団体 財団法人東京交通安全協会
- (2) 監査対象局 警視庁

2 団体の概要

(1) 団体の概要

財団法人東京交通安全協会（以下「協会」という。）は、都内における交通環境の改善を図り、交通の安全と円滑を促進することを目的として、昭和21年3月に設立された団体であり、主に次の事業を行っている。

- ア 交道德の高揚及び関係法規を普及するための資料の作成頒布
- イ 広報宣伝及び各種交通安全教育訓練等の実施
- ウ 交通事故相談所の運営
- エ 警視庁等関係機関から委託を受けた事業

(2) 組織

協会は、事務所を千代田区霞が関二丁目1番1号（警視庁内）に置き、役員44名（会長1名、副会長5名、専務理事1名、常務理事2名、理事31名、監事4名）（うち非常勤41名）及び職員894名で構成されている。

3 都との関係

都は、協会に対し、交通事故相談所の運営事業補助金交付要綱に基づき、都内7か所に設置する交通事故相談所の運営経費について、表1のとおり平成20年度9,083万余円、平成21年度9,094万余円の補助金を交付している。

(表1) 補助金の交付実績

(単位：千円)

補助事業名	補助率	平成20年度	平成21年度
交通事故相談所の運営	対象経費の10/10 (予算の範囲内)	90,836	90,946

第3 監査の範囲及び実地監査期間

1 監査の範囲

平成20年度及び平成21年度の事業について実施した。

2 実地監査期間

(1) 警視庁 平成22年11月16日及び同月19日

(2) 協会 平成22年11月16日及び同月17日

第4 監査の結果

1 補助対象事業の執行について

協会が行っている補助対象事業について、総勘定元帳、伝票及び証ひょう等により、収支及び補助金の算定は適正に行われているか、事業は適切に執行されているかについて検証した。

その結果、収支及び補助金の算定は適正に行われており、事業は財政援助の目的に沿って適切に執行されていると認められる。

第5 補助対象事業の概要

協会は、都内7か所に設置する交通事故相談所において、交通事故に伴う法律相談や交通事故の知識及び当事者としての悩み等について交通事故当事者からの相談を受理し、諸問題を解決するための支援を行っている。都は、その相談事業に係る相談員・嘱託弁護士等の人件費、その他諸経費について表2のとおり補助している。なお、交通事故相談所の組織及び相談件数の実績は表3のとおりである。

(表2) 交通事故相談所運営実績

(単位：千円)

年 度	内 訳	事業費	補助対象金額	補助金額
平成20 年 度	①職員（相談員・事務職員計21名）の給与	91,340	91,340	90,836
	平成20年度 80,105 平成21年度 80,875			
平成21 年 度	②嘱託弁護士（7名）の報酬	92,494	92,494	90,946
	平成20年度 7,056 平成21年度 7,056			
	③図書、印刷、通信費、消耗品等			
	平成20年度 4,179 平成21年度 4,563			

(表3) 交通事故相談所の組織及び相談件数

(単位：人、件)

交通事故 相談所名	組 織			相談件数		
	所 在 地	相 談 員	事 務 員	弁 護 士	平成 20 年度	平成 21 年度
中 央	中央区八丁堀 3-17-9 京華スクエア内	2	1	1	1,463	1,452
城 東	墨田区吾妻橋 1-23-20 墨田区役所内	2	1	1	1,721	1,719
城 西	中野区中野 4-8-1 中野区役所内	2	1	1	1,873	1,895
城 南	品川区広町 2-1-36 品川区役所内	2	1	1	1,623	1,635
立 川	立川市錦町 3-2-25 COA 第 5 ビル	2	1	1	2,242	2,319
大 田	大田区池上 3-27-6 大田区立池上図書館内	2	1	1	1,951	1,949
台 東	台東区東上野 4-5-6 台東区役所内	2	1	1	1,907	1,765
計		14	7	7	12,780	12,734